



住まいづくりネットワーク九州・沖縄からのお知らせ

《団体の設計施工基準改定》

住宅保証機構（まもりすまい保険）の認定団体である「住まいづくりネットワーク九州・沖縄」は、平成31年1月10日から団体の設計施工基準を改定しました。

□本団体利用による瑕疵担保責任保険の場合は、一般住宅において適用される「まもりすまい保険 設計施工基準」に加え、**団体が定める設計施工基準**に適合することが要件となっています。この度、その団体設計施工基準を改定しました。

主な改定内容は次のとおりです。

■木造住宅

「土台の小径」及び「柱の小径」は、基準より削除

■鉄筋コンクリート造住宅及びCB造住宅

「コンクリートの最少かぶり厚さ」の基準より削除

■鉄骨造住宅

「使用する鋼材における防錆上有効な措置」の基準より削除